2025年



公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会



事故速報

>> 安全リレー (公社)奈良県 SC 協議会

事故報告 (令和7年9月分)

▶ 販売書籍のご案内/ 編集後記

<続報>令和6年度損害賠償責任保険事故に係る調査の集計結果

事故速報

電動剪定バサミによる「指の切断事故」が発生しています Pick Up

電動剪定バサミによる指の切断事故(入院1ヶ月以上)が、8月から10月の間で2件報告されてい ます。1件は作業中の事故、もう1件は片付け中の誤作動によるものでした。

使用注意

電動剪定バサミは、握力が低下した高齢の方でも力を使わずに枝を切ることができる便利な道具 ですが、その一方で切れ味が非常に鋭く、防刃手袋や耐切創手袋をしていても指などを負傷するおそ れがあります。安全装置の付いたものを使用する、防刃手袋や耐切創手袋を着用する等、怪我に十分 注意して使用してください。(安全装置は、素手で使用した場合にのみ動作し、手袋などを着用して使 用すると動作しないものもあるため、取扱説明書をよく読んでから使用してください)



【事故事例】

庭木の枝切り作業中、笹竹に絡んでいた欅の枝葉を手 でかき分けながら枝葉を押さえ、電動バサミで枝を切ろ うとしたところ、誤って左手中指(第二関節付近)を切断 した。病院に搬送され、接着手術を受けた。手袋などの保 護具を着用して、現場の安全確認を行い作業していた。 当該センターでは再発防止策として当面の間、電動剪定 バサミの使用禁止としている。

剪定作業後、片付けをしていた際に電動の剪定バサミが 作動し、誤って自身の右手人差し指を切断した。受診した 医療機関で指を接着することができた。

秋はスズメバチの攻撃性が高まる季節、マダニにもご注意を! Pick Up

秋は、一年でスズメバチが最も危険になる季節です。9~11月頃はハチの数が最盛期を迎え、翌年の女王バチが誕 生する時期でもあり、働きバチは巣を守ろうとより攻撃性も高まります。

また、近年増加しているマダニも、秋に活動が活発になります。主に SFTS ウイルスを保有しているマダニに刺される ことにより感染するダニ媒介感染症「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」は、発熱や消化器症状などを呈し、死亡に 至る場合もあります。

令和7年度に発生した事故では、9月末時点で、蜂刺されによる死亡事故が1件、マダニによると思われる死亡事故 (保険調査中)がⅠ件報告されています。涼しくなり、屋外での作業も増える時期です。今一度、蜂・ダニ刺され対策と、万 が一刺されてしまった場合の対処法を確認し、山や草むら、公園等の屋外では十分に注意して作業に当たってください。

山・草むら・公園 などでの作業では…

肌の露出を少なくしましょう

→長袖、長ズボン、帽子、手袋、首にタオルを巻く等

服の色は黒色をさけましょう

→スズメバチは「黒」に対して最も激しく反応します。また、マダニを 目視で確認できるように明るい色の服を選びましょう。



令和7年度 9月

事故報告

重篤事故 死亡又は6ヶ月以上の入院

2件(死亡0件)

lヶ月~6ヶ月未満の 入院及び後遺障害の事故

13件

1 重 篤 故 事

9月は2件の重篤事故報告があり、その内死亡事故報告はありませんでした。

内訳は、就業中の事故が1件、就業途上の事故が1件となっています。

9月までの累計は17件となり、前年度同月より3件の増加、就業中・就業途上別では就業中の事故が6件 の増加、就業途上の事故が3件の減少となっています。

【死亡事故】: なし

【6ヶ月(180日)以上の入院事故】: 2件

就業途上の自転車乗車中の交通事故(No.16/ヘルメット未着用)

植木・樹木の剪定作業中の「墜落・転落」による事故(No.17/保護帽未着用)

※令和7年度4月に「1ヶ月~6ヶ月未満の入院事故及び後遺障害」の事故で報告済みの事故が、入院6ヶ月以上となったもの。

【安全上の課題と今後の対応】

《保護帽着用の徹底》もしもの事故が発生してしまった場合の重篤化を防ぐため、保護帽は必ず着用してください。

保護帽の着用を要する主な作業

植木の剪定

作業に関係なく作業中は常に着用する。

草刈り

作業に関係なく作業中は常に着用する。

踏み台や脚立を 使用した作業

できるだけ高い所での作業を少なくすることを基本とし、やむを得ず踏み台や脚立

等を使用する場合は、保護帽を着用する。

自転車乗車時

改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務 となっています。就業時や就業先との行き帰りの際も、ヘルメットを着用する。

※()は当月報告分 9月報告分までの累計

		Ą	和7年度累記	i l	前年度(令和6年)同月 累計						
	est alte	事故の	D程度	性別		44 344	事故の程度		性別		
	件数	死亡	入院	男性	女性	件数	死亡	入院	男性	女性	
就業中	14(1)	7(0)	7(1)	13(1)	I (0)	8	7	1	7	1	
就業途上	3(1)	0(0)	3(1)	1(1)	2(0)	6	5	1	5	1	
計	17(2)	7(0)	10(2)	14(2)	3(0)	14	12	2	12	2	

9月報告分内容

N	0.	性別等	区分等	事故の状況	保護帽	安全帯	交通手段
ı	6	男性 71歳	途上 (入院)	就業先へ向かう途中、信号のない交差点を自転車(ヘルメットなし)にて走行中、左側から来た自動車に接触。自動車のフロントガラスに頭部・顔面を打ち付け、その後自転車ごと数メートル先の地面に落下。意識不明のまま病院に搬送された。脳挫傷、外傷性くも膜下出血他。	×		自転車
I	7	男性 72歳	就業中 (入院)	高さ3m程の木の剪定作業中に、バランスを崩して転落。フェンス際の 植栽帯の木を切るのに6尺の三脚の4・5段目から身を乗り出す格好で 切ろうとし、落下したと推測される。現場は平地アスファルト舗装で、会 員はヘルメットを着用していなかった。頭蓋骨ひび割れ、内出血。	×		_

2 1ヶ月~6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

9月は I 3件の事故報告がありました。

内訳は、就業中の事故が6件、就業途上の事故が7件となっています。

前年度同月と比べると事故件数は5件の減少、就業中・就業途上別にみると、就業中の事故が8件の減少、就業途上の事故が3件の増加となっています。また、男女別では、男性は6件で7件の減少、女性は7件で2件の増加となっています。4月からの累計では97件で、前年度同月より30件の減少となっています。

【就業中の事故】: 6件

植木の剪定作業中の事故: I件 「墜落・転落」(No.95)

除草作業中の事故: | 件 「墜落・転落」(No.93)

掃除作業中の事故: I件 「転倒」(No.97)

その他の事故: 3件 「転倒」2件(No.92)/「動作の反動、無理な動作」I件(No.89)

【就業途上の事故】: 7件

徒歩の事故: 5件 「転倒」3件(No.94)/「交通事故(道路)」2件(No.85)

自転車の事故: 2件 「転倒」 2件 (No.88)

【安全上の課題と今後の対応】

((就業中の「墜落・転落」による事故))

2件とも保護帽を着用していたため、頭部への外傷は免れましたが、転落により骨折を伴う事故となりました。 やむを得ず脚立を使用する場合や、斜面での作業を行う際は、転落の危険性が高いことを十分に認識し、慎重に作業を行うか、危険と判断される場合は作業をお断りください。

((就業中の「転倒」「無理な動作」による事故))

自分の体力や身体機能の低下を正しく受け止め、無理な動作や負担のかかる作業は行わないようにしましょう。 作業方法に不安がある場合は、周囲の会員さんや職員に相談し、安全な方法を確認してください。

また、作業を行う前に作業床の状態をよく確認し、障害物を取り除くとともに、段差や床の濡れがないかを点検しましょう。さらに、滑りにくい靴を着用するなど、安全に作業できる環境を整えることが大切です。

《就業途上中の「交通事故」》

令和7年度は9月末時点で 14 件の報告があり、死亡事故は発生していませんが、6か月以上の入院となった重篤事故が2件(徒歩で車にはねられた事故、自転車乗車中に自動車と接触した事故)発生しています。また、1か月以上6か月未満の入院及び後遺障害の事故では、徒歩3件、自転車6件、自動車2件、バイク1件と、特に自転車による事故が多く発生しています。

秋から冬にかけては日没が早く、薄暮時の事故が増える傾向にあります。道路横断時は交通ルールを守り、明るい服装や反射材、ライトなどを活用して、事故に巻き込まれないよう十分注意しましょう。

令和7年度9月分の発生件数

()は今和6年度同日の発生件数

X 11	(167年度7月度の元工目数 ()はマ和0年度同月の完全行数										
			事故	数(件)	男	性(件)	女	性(件)	平均年	齢(歳)	
	仕事の内容		9月	累計	9月	累計	9月	累計	9月	累計	
	植木	樹木の剪定等	l (4)	21 (33)	l (4)	20(33)	0(0)	I (0)	77	78	
就業中	除草	作業	l (2)	8(22)	l (2)	5(21)	0(0)	3(1)	75	76	
中	屋内·	屋外清掃作業	I (5)	18(18)	l (2)	7 (9)	0(3)	11(9)	76	78	
	その他		3(3)	23(16)	l (3)	12(15)	2(0)	11(1)	76	77	
	計		6(14)	70 (89)	4(11)	44 (78)	2(3)	26(11)	76	77	
		徒歩	5(1)	9 (9)	2(0)	3 (5)	3(1)	6(4)	74	76	
就業途上	交	自転車	2(3)	15(22)	0(2)	8(16)	2(1)	7(6)	68	72	
途-	通 手	バイク	0(0)	l (6)	0(0)	0(3)	0(0)	I (3)	_	85	
上	段	自動車	0(0)	2(1)	0(0)	1(1)	0(0)	I (0)	_	79	
		計	7(4)	27 (38)	2(2)	12(25)	5(2)	15(13)	71	78	
合	計		13(18)	97 (127)	6(13)	56(103)	7(5)	41 (24)	74	78	

9月に報告のあった主な事故の内容

No.	分類	年齢	性別	事故の状況
85	(途上)徒歩/ 交通事故(道路)	62 歳	女	広報配布エリアから自宅に戻るため、交差点の横断歩道を渡っている最中に、 乗用車にはねられた。外傷性くも膜下出血、左脛骨遠位端の複雑骨折。
88	(途上)自転車 /転倒	71 歳	女	就業現場へ自転車で向かう途中、自転車のタイヤが道路の溝にはまり、バランス を崩して転倒。下肢(左)骨折。
89	その他作業/動作の反動、無理な動作	74 歳	男	施設巡回中に、置かれていたゴミ袋を足で移動させようとしてバランスを崩し転倒。ゴミ袋が適切な場所に置かれていなかったこと、会員も無理な動作や力任せな行動をとり、適切な動作を怠ったことが原因と考えられる。右大腿骨頚部骨折。
92	その他作業/転倒	75 歳	女	配布物を自転車の前後のカゴに入れ配布作業中に十字路を左折しようとした 際、バランスを崩し転倒。左大腿骨骨折。
93	除草作業/墜落·転落	75 歳	男	公園での草刈作業中、斜面で作業していた際に足を滑らせ、約 3m 転落した。 転落後は自力で動けず、直ちに病院を受診したところ、右足首の骨折の診断。
94	(途上)徒歩/転倒	74 歳	男	マンション共用部の清掃業務を終えて徒歩で帰宅中、熱中症と思われるめまい で転倒し、右大腿部を打撲。立ち上がれなかったが、近くにいた方が救急車を呼 び搬送された。自宅まであと 500mの地点だった。
95	植木・樹木の剪定等/ 墜落・転落	77 歳	男	高さ2m程の生垣の剪定作業中に、脚立から転落。作業はエンジンバリカンを使用しており、脚立は2~3段登っていた。事務所職員が作業前下見に行った際には、側面の剪定に関しては脚立・三脚は使用せずに作業ができそうだと判断していたが、事故当時はバリカンを上に掲げての作業がきつい為、脚立を使用したと考えられる。右寛骨臼骨折。
97	屋内·屋外掃除作業/ 転倒	77 歳	男	事務所内の清掃作業を行っていた際、床 (クッションフロア) に残っていた水滴で足を滑らせ転倒し、恥骨を負傷した。

③ シルバー派遣事業における労働災害報告の事故(休業1ヶ月以上)

7月は仕事の分類別では、「清掃の職業」が5件、「その他の運搬・清掃・包装等の職業」が4件、「教育の職業」が2件、「出荷・受付係事務員」「商品販売の職業」「販売類似の職業」「家庭生活支援サービスの職業」「飲食物調理の職業」「施設・ビル等の管理の職業」「林業の職業」「包装の職業」が各1件発生し、合計19件で、前年度同月と同数となっています。また男女別では、男性は8件で2件の減少、女性は11件で2件の増加となっています。

4月からの累計は、60件で前年度同月より9件の増加となっています。なお、7月に死亡事故はありませんでした。

令和7年度7月分

()は令和6年度同月の発生件数

	仕事の分類(中分類)	中分類		事故数	女(件)		男性(件)				女性	(件)		平均年齢(歳)		
	.= 3 - 12 300 (1 12 300	コード	7	月	昇	計		7月	另	計	7	月	累	計	7月	累計
	教育の職業	19	2	(0)	2	(1)	0	(0)	0	(0)	2	(0)	2	(1)	72	72
	その他の専門的職業	24	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	-	_
	一般事務の職業	25	0	(1)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(2)	ı	_
	出荷·受付係事務員	27	_	(0)	2	(0)	_	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	75	74
	商品販売の職業	32	_	(1)	3	(3)	0	(1)	_	(2)	_	(0)	2	(1)	75	75
	販売類似の職業	33		(0)	2	(0)	-	(0)	- 1	(0)	0	(0)	I	(0)	76	77
	家庭生活支援サービスの職業	35		(2)	2	(3)	0	(1)	- 1	(1)	_	(1)	I	(2)	71	71
	生活衛生サービスの職業	38	0	(0)	- 1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	- 1	(1)	_	77
	飲食物調理の職業	39	1	(2)	3	(2)	0	(0)	0	(0)	- 1	(2)	3	(2)	76	73
業務	施設・ビル等の管理の職業	41	_	(1)	2	(3)	_	(0)	2	(2)	0	(1)	0	(1)	66	70
災	その他のサービスの職業	42	0	(0)	_	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	- 1	(2)	ı	75
害	農業の職業	46	0	(0)	3	(2)	0	(0)	3	(1)	0	(0)	0	(1)	ı	76
	林業の職業	47		(0)	-	(0)	- 1	(0)	- 1	(0)	0	(0)	0	(0)	76	76
	製品製造・加工処理の職業	54	0	(0)	2	(4)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	2	(2)	ı	74
	自動車運転の職業	66	0	(0)	- 1	(1)	0	(0)	- 1	(1)	0	(0)	0	(0)	-	72
	運搬の職業	75	0	(1)	- 1	(1)	0	(1)	- 1	(1)	0	(0)	0	(0)	_	69
	清掃の職業	76	5	(2)	9	(7)	2	(2)	3	(5)	3	(0)	6	(2)	72	72
	包装の職業	77	1	(0)	- 1	(1)	1	(0)	- 1	(0)	0	(0)	0	(1)	73	73
	その他の運搬・清掃・包装等の職業	78	4	(9)	24	(17)	ı	(5)	-11	(12)	3	(4)	13	(5)	77	76
	計	_	19	(19)	60	(51)	8	(10)	28	(27)	11	(9)	32	(24)	74	74

令和7年4月以降に発生した「派遣労働会員の業務災害(休業日数4日以上又は死亡)」、「派遣労働会員の通勤災害(休業日数4日以上又は死亡)」については、「全シ協会員専用ページ」の「シルバー派遣事業における労働災害報告」により、各月翌月最終稼働日までにご入力ください。また、労働災害(業務・通勤ともに)が発生しなかった場合も「労働災害未発生報告」を選択のうえ、各項目をご入力ください。(令和6年4月19日付6全シ協発第11号により通知済)

令和6年度 損害賠償責任保険事故に係る調査の集計結果 <続報>

先月号(9月号)に引き続き、先般、「令和6年度損害賠償責任保険事故に係る調査について」(令和7年6月9日付7全シ協発第102号)により、調査依頼をお願いしました損害賠償金額が1件あたり20万円以上の事故の集計結果について続報を報告いたします。

■損害賠償金額(支払総額)200万円以上の事故内容 <8件>

仕事の内容	事故の状況	事故の発生原因	損害対象	①保険金額	②センター及 び会員負担金	合計金額 ①+②
除草(物損)	草刈り機で駐車場の 除草作業中、コンクリ ート目地の小砂利を飛 散させて駐車車両(自 家用車 10 台)と建物 基礎部分に傷をつけ た。	除草剤を使う、車 両を寄せてもらう、 ネットを使用する等 の配慮不足。	車のボディ、 建物基礎部 分	10,000,000	1,065,828 (センター)	11,065,828
草刈り (物損)	草刈り刃を個人宅の 軟石塀に接触し傷を つけた。	傷害物から I Ocm 離して草を刈る所 守らず発生させ た。	軟石塀	4,303,368	10,000 (会員)	4,313,368
樹木の伐採 (物損)	杉を伐採作業中、倒す 予定をしていた場所が 強風等によりずれ、隣 接している家屋の屋根 に倒木が当たり破損さ せた。	周囲の確認不足と 作業手順の判断ミ ス。	家屋の屋根 一部	3,691,160	0	3,691,160
草刈り (物損)	4 名で排水機場敷地 内の草刈り作業中に、 草の中に紛れていた ポンプ設備に関係する と思われる配線コード を切断した。	作業場所の確認 不足によるもの。	配線コード	3,641,000	0	3,641,000
草刈り (物損)	草刈り作業中、飛び石中 により近接地に駐車の車3台の車3台の車3台の車3台の車 がラスに傷がついた。 後日もう I 台追を 傷がある旨の連絡後、その他 あり支払い。そのででする 車3台について申し 出があり協議中。	作業場所の周囲 の状況の確認不 足及び防止ネット の未使用によるも の。	乗用車のボ ンネット、窓 ガラス	3,060,829	5,000 (会員) ※相手方で はなくセンタ ーで受け取り	3,060,829
運搬 (人損)	バックヤードで荷物を 乗せた台車を運搬中 に、前方を歩いていた 従業員に気づかず、激 突し負傷させた。	体の前方で台車を押し、後方で台車を引っ張るという方法で運搬していたため、前方が見えにくい状態であった。	アキレス腱、 右ひざ、肩 甲部、右下、 握力低傷、 頭の 乗機能低 下等	2,804,900 (うち訴訟費用 2,121,109)	0	2,804,900

駐輪場管理 (人損)	駐輪機から自転車を出すお客様がいたため、 会員が一歩前へ踏み 出そうとした瞬間エレーターから降りて会 の前を通ろうとする被 害者とぶつかり、被害 者は転倒、下肢を骨 折。	会員がネックウォーマーで顔及び耳を 覆いキャップを被り 視界が十分でなかった。周囲の状況に 注意を払いながら 就業できていなかった。	高齢女性の 左大腿部	2,757,893	1,000 (会員)	2,758,893
草刈り (物損)	草刈り機を使用し、除 草作業をしていたとこ ろ、小石を飛散させ、郵 便局のガラスに当たり、 破損させた。	周囲に危険がない と判断し、防護ネットを使用せずに草 刈り機を使用した ため。	郵便局のガラス	2,668,776	0	2,668,776

■会員の負担金額について

表のとおり、令和6年度損害賠償保険事故(I件あたり20万円以上の事故)683件の内、会員負担金額別に比較すると、会員の負担がない事故「0円」が329件と最も多くなっており、全体の約半数を占めている。会員負担金額がある事故の中では、「I万円」負担が最も多く193件、次いで「I,000円」の負担が40件となっています。

会員の負担金額	件	数			割合
0円	329	(330)	48.2
1,000円	40	(50)	5.9
5,000 円	37	(36)	5.4
10,000円	193	(185)	28.3
20,000円	13	(18)	1.9
30,000 円	38	(23)	5.5
40,000 円	2	(2)	0.3
50,000 円	5	(0)	0.7
100,000円	0	(0)	0
その他	26	(66)	3.8
合計	683	(710)	100

()は令和5年度の件数

また、その他の金額の内訳は以下のとおりです。

「3,000円」が4件、「15,000円」が7件、「2万円超~3万円未満」が9件、「4万円超~5万円未満」が1件、「6万円以上~7万円未満」が2件、「9万円」が1件、「10万円以上~15万円未満」が2件となっています。

今回報告のあった事故の中で、最も高額な免責金額は5万円でした。5万円以上の会員負担が発生した内容には、以下のようなものがありました。

- ①就業会員が複数おり、それぞれが一律の免責額を負担した。
- ② I 件の事故で損害を与えた対象が複数あったため、複数事故としてカウントし、それぞれに応じた免責額を負担した。
- ③安全対策未実施による損害賠償事故については、安全委員会及び理事会で協議し、免責額 I 万円に加えて負担割合を決定している。

■都道府県別損害賠償責任保険事故状況(1件当たり20万円以上の事故)

1件あたり20万円以上の事故は、平成30年度以降、毎年増加傾向にありましたが、令和6年度は683件となり、前年度(令和5年度)の710件から27件減少しました。

都道府県別の事故件数でみると 18 連合が増加し、事故の型が「飛散させた物での損壊」による事故 (主に草刈り機使用時の飛び石事故) の件数では 20 連合が増加しています。

110	#m \\ # = B	①損害賠信	①損害賠償責任保険事故(件あたり20万円以上の事故)						2(1)にお	らける飛散させた損壊事故
NO.	都道府県	件数	汝		金:	 額		件数	ζ	金額
1	北海道	21 (16)	16,860,609	(16,247,851)	10	(10)	6,144,061 (4,663,157
2	青森県	7 (10)	2,144,403	(3,145,724)	4	(8)	1,200,815 (2,545,871
3	岩手県	2 (4)	545.227	(3,423,487)	1	(3)	227,227 (1,259,787
4	宮城県	16 (13)	8,186,931	(5,003,533)	13	(10)	7,283,775 (3,988,825
5	秋田県	7 (7)	16,153,218	(3,031,856)	5	(6)	12,231,630 (2,767,217
6	山形県	5 (4)	2.105.868	Ė	1,047,734)	5	(2)	2,105,868 (491,134
7	福島県	17 (14)	7,054,557	(5,144,460)	12	(11)	4,526,025 (3,596,515
8	茨城県	20 (22)	6,868,216	(8,705,070)	18	(15)	6,264,216 (5,127,232
9	栃木県	14 (14)	5,321,441	(7,001,831)	9	(10)	3,203,204 (5,832,531
10	群馬県	15 (14)	6,230,233	(4,994,932)	10	(10)	4,367,856 (3,545,757
11	埼玉県	41 (42)	15,702,031	(17,120,846)	32	(24)	13,078,875 (9,831,671
12	千葉県	31 (33)	19,167,074	(17,620,703)	20	(22)	11,613,891 (11,161,094
13	東京都	14 (21)	8,442,490	Ė	7,955,196)	1	(6)	479,716 (2,459,949
14	神奈川県	21 (20)	8,716,585	_	8,009,070)	13	(5)	5,894,208 (2,218,308
15	新潟県	6 (11)	1,944,661		4,822,752	5	(4)	1,626,460 (1,194,873
	富山県	<u>.</u>	4)		÷	2.330.942			2)	
16	石川県			2,856,857	(<u> </u>	4	(
17		7 (7)	2,085,887	(2,309,077)	4	(6)	1,048,294 (2,034,077
18	福井県	10 (6)	3,563,839	(2,006,828)	8	(3)	2,971,281 (856,328
19	山梨県	6 (16)	2,347,347	(11,010,988)	3	(15)	1,444,787 (9,051,774
20	長野県	21 (13)	9,257,398	(5,382,230)	17	(10)	6,499,826 (3,402,230
21	岐阜県	26 (17)	10,205,623	(7,519,357)	22	(10)	8,782,443 (4,319,717
22	静岡県	34 (31)	14,104,651	(15,199,499)	26	(25)	10,664,243 (13,249,023
23	愛知県	32 (36)	14,297,527	(13,944,418)	27	(26)	12,133,389 (10,289,970
24	三重県	22 (25)	11,141,128	(16,030,763)	17	(21)	7,683,058 (14,404,883
25	滋賀県	10 (12)	3,825,295	(3,516,982)	9	(11)	3,581,095 (3,291,975
26	京都府	16 (22)	6,491,206	(8,902,757)	9	(14)	3,797,306 (6,407,729
27	大阪府	28 (28)	17,519,043	(11,438,118)	15	(16)	8,764,398 (6,520,052
28	兵庫県	31 (30)	13,682,341	(12,655,686)	21	(22)	6,824,538 (8,532,624
29	奈良県	14 (15)	5,455,907	(7,226,444)	9	(10)	3,219,105 (3,486,891
30	和歌山県	9 (10)	4,550,822	(3,719,903)	6	(8)	2,972,331 (2,617,680
31	鳥取県	3 (3)	1,713,110	(987,066)	1	(1)	628,914 (254,841
32	島根県	3 (4)	1,295,594	(1,236,296)	1	(4)	444,704 (1,236,296
33	岡山県	9 (14)	4,292,259	(3,737,840)	7	(11)	3,291,210 (3,015,840
34	広島県	14 (20)	6,278,027	(9,309,170)	12	(15)	5,561,094 (6,651,764
35	山口県	8 (7)	1,969,107	(2,101,125)	8	(5)	1,969,107 (1,441,887
36	徳島県	4 (4)	1,974,851	(1,223,230)	2	(3)	572,901 (847,030
37	香川県	13 (12)	6,601,392	(5,741,138)	12	(10)	5,411,039 (4,842,478
38	愛媛県	9 (6)	4,606,879	(1,819,285)	8	(4)	4,252,379 (906,285
39	高知県	1 (1)	260,500	(239,500)	1	(1)	260,500 (239,500
40	福岡県	37 (49)	16,350,557	(18,308,994)	28	(37)	11,883,641 (13,834,310
41	佐賀県	8 (11)	4,599,977		4,991,759)	6	(7)	4,078,877 (2,679,723
42	長崎県	8 (6)	4,513,389		1,768,481)	7	(4)	3,836,889 (1,279,736
43	熊本県	15 (19)	6,204,521	(7,074,537)	14	(13)	5,737,021 (4,786,639
44	大分県	11 (5)	3,562,794	(1,843,994)	10	(4)	3,330,281 (965,840
45	宮崎県	9 (9)	2,462,395		4,211,051)	8	(9)	2,225,895 (4,211,051
46	鹿児島県	13 (11)	7,171,574		8,482,402)	11	(6)	6,708,700 (5,673,148
47	沖縄県	10 (12)	4,977,417		17,092,596)	3	(6)	1,042,289 (10,991,812
	合計		710)	325,662,758		326,637,501)	494	()	485)	223,174,219 (214,497,236
		000 (, 10 /	320,002,730	1	020,007,001 /	707	١,	100 /	220,174,210 (214,407,200

保険金額別件数

休天立 観 列刊	<u> </u>	
保険金額	ì	件数
20万円以上 50万円未満	511	(552)
50万円以上 75万円未満	93	(80)
75万円以上 100万円未満	35	(41)
100万円以上 200万円未満	36	(26)
200万円以上 300万円未満	3	(7)
300万円以上	5	(4)
合 計	683	(710)

年度別事故発生状況

年度	件数	性	別
牛皮	什奴	男性	女性
6年度	683	676	7
5年度	710	693	17
4年度	645	638	7
3年度	611	600	11
2年度	514	500	14
元年度	486	477	9
30年度	437	431	6
29年度	409	460	9
28年度	411	393	18
27年度	409	394	15
26年度	395	388	7

<お詫びと訂正>

安全就業ニュース9月号 (No.220) P5 にて、

令和6年度損害賠償責任保 険事故(1件当たり20万円以 上の事故)の支払総額の記載 に誤りがありました。

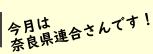
下記の通り、訂正いたします。

- 誤) 683 件 (約3億 2,561 万円)
- 正) 683 件 (約3億 2,566 万円)

※赤字は件数、金額が前年度より増加した都道府県です。

※()は令和5年度の件数、金額。

※出所:令和6年度損害賠償責任保険事故に係る調査について(20万以上の事故の調査)



安全リレー



~ 奈良県における安全就業の取り組みについて ~

1. (公社) 奈良県シルバー人材センター協議会の概要(令和6年度実績)

(1) センター数 30 団体(国庫補助 22 団体、国庫補助対象外 8 団体)

(2) 会員数 7,486 人 (男性 5,133 人 女性 2,350 人)

(3) 受注件数 36,779件(請負·委任35,991件、派遣788件)

(4)契約金額 3,805,656 千円(請負・委任3,158,321 千円、派遣647,335 千円)

(5) 就業実人員 6,330件(請負·委任5,602人、派遣1,200人)

(6) 就業率 84.6% (請負·委任 74.8%、派遣 63.8%)

(7) 就業延人員 669,608 人日(請負・委任 551,927 人日、派遣 117,681 人日)

2. 過去5年間の事故発生状況

(I) 団体傷害保険事故

①傷害事故の発生状況

事故の総件数でみると、毎年度 90 件前後で推移していたが、令和5年度に 100 件に達してしまいました。令和6年度は減少したものの、以前の水準からすると決して低いとは言えません。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就業中	80	72	72	96	68
就業途上	13	12	19	11	10
総件数	93	84	91	107	78

②仕事の内容別事故発生状況

仕事の内容別に見ると、除草と植木が約 59%を占めており、令和6年度の事故総件数の減少は、 除草での事故件数の減少が要因だと言えます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
除草,除草剤 散布,草刈り	30	26	32	52	18
植木職 造園師	20	26	21	16	26
その他	43	32	38	39	34
総件数	93	84	91	107	78

安全リレー

(2) 賠償責任保険事故

①賠償事故の発生状況

総件数だけでなく賠償金額も非常に高かった令和3年度をピークに減少傾向にありますが、高止まりしています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体	0	2	3	2	0
財物	63	79	59	69	56
総件数	63	81	62	71	56

②型別事故発生状況

飛散させたもので損壊が約 58%で一番多くなっており、令和 6 年度もあまり減少していません。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飛散させた 物で損壊	36	51	33	38	35
器具・用具を接 触させて損壊	12	13	15	17	10
落下させて 損壊	4	5	1	1	3
倒したり、ぶつ けたりして損壊	4	5	7	9	4
その他	7	7	6	6	4
総件数	63	81	62	71	56

3. 安全·適正就業対策推進委員会

会員の安全・適正就業と健康の確保について検討しその対策を推進するため、これまで年 2回開催してきましたが、令和6年度は、理事会で会則が改正されたこともあり、3回開催しました。

協議内容は、例年実施している研修会・パトロールの内容についてだけでなく、就業会員の安全確保・飛び石事故の防止について、委員所属センターの安全就業対策についてなど、様々な意見・提案が出されました。

第3回委員会では、令和7年度安全・適正就業実施計画について「ナイロンカッター使用の 原則禁止(事務局の許可があるなどの場合を除く)」を加えることが決まりました。

4. 安全·適正就業対策研修会

安全・適正就業に対する意識の向上と事故防止の知識の習得を図るため、令和6年10月28日、奈良県産業会館にて開催し、県内のセンターから28名の会員・役職員が参加しました。 高田消防署の「事故発生時の応急処置について」の講演では、呼吸の確認・胸骨圧迫など心 肺蘇生法の詳細な説明の後、人形を使って実演を行っていただき、代表者が実際に体験する ことができました。また、AEDの使い方の実演や止血方法の説明もしていただきました。





令和7年度は、IO月7日に奈良県産業会館にて開催し、県内の23センターから34名の会員・ 役職員が参加しました。

「草刈り作業 刃物で事故防止対策」と題したSMサービス様の講演では、刈払機の安全な操作方法や飛び石事故について例を挙げて説明していただき、解決策として、防護ネット(石飛ガード)を正しく使う(作業者の左側2m 以内に覆いかぶさる形で携える)ことやハサミ式の刈刃(無双ツインブレード)を使用することなど具体的にお話しいただきました。





5. 安全・適正就業対策パトロール

令和6年9月24日・26日・27日、県内6センターに対してパトロールを実施しました。 安全・適正就業対策推進委員が、3班に分かれて、3日間で就業現場を7か所巡回し、30日 以上の入院事故があった現場を3か所視察し、それぞれのセンターで役職員との意見交換を 行いました。パトロールでの好事例・改善点だけでなく、適正就業や日常業務のことなどが話 し合われました。

広陵町シルバー人材センターでは、草刈り班がチップソーの刈払機を使用して作業し、除草班が手刈りに加えてカルマ―の刈払機を使用して作業しているとのことです。カルマ―の 導入は、令和6年4月の講習会からで、カルマ―を使用してからの飛び石事故は未だに発生

安全リレー

していません。また、令和6年度末には、カルマ―が I5 台を超えたため、保険料が 20%割引 となっているとのことです。





6. 飛び石事故撲滅に向けての取り組み

奈良県では、令和3年度の飛び石事故が総件数・損害賠償金額ともに過去 10 年間で最多となり、 以降は減少傾向にあるものの高止まりとなっております。これらの状況から、飛び石事故の防止につい て下記のような対策を実施しております。

(1) 令和7年度の事業計画において「ナイロンカッターの原則使用禁止」を打ち出し

令和7年度事業計画で、安全・適正就業推進事業の重点課題として、飛び石事故の撲滅に取り組む(原則、ナイロンカッターの使用を禁止、ただし、事務局の許可があるなどの場合を除く。)ことを打ち出しました。

(2)「安全な草刈り作業のために」のDVD貸し出し

令和5年5月から全シ協の会員専用ページのリニューアルサイトの動画一覧で閲覧できるようになりましたが、奈良県の視聴数が少ないとの指摘もあり、会員がミーティングなどでも視聴できるようにDV Dでの視聴を呼び掛けました。これまで数件の問い合わせがあり、貸し出しを行いました。

(3) カルマ―講習会の開催

令和6年4月3日に、アイデック様による会員向けの講習会が3センターを対象に開催されました。これは、センターの要望・尽力で実現したもので、今後は、希望するセンターがあれば、会員を対象とした、ハサミ式刈刃の講習会を開催する予定です。

(4)「安全就業の徹底について」文書の発出

就業会員の安全確保と刈払機使用中の飛び石事故防止を徹底するため、令和 6 年4月5日に文書を発出しました。飛び石事故防止の内容は下記のとおりです。

- ①作業場所の事前の下見、作業当日の現場確認により危険の有無を確認する。
- ②人・車・民家等がある場合、必ず飛散防止ネットを使用する。
- ③飛散しにくい刃を使用する。
- ④会員に対し、「飛び石事故を起こさせない」という意識啓発を徹底する。

◆・◆・◆・ 奈良県シルバー人材センター協議会さんからの報告でした・◆・◆・◆・ ご報告、誠にありがとうございました。



安全就業に係る 全シ協 販売書籍のご案内

他にも様々な書籍を販売しております。 全シ協 HP、【書籍のご案内】から一覧 をご覧いただけます。 ぜひ、ご活用ください。



『会員必携 安全就業ハンドブック』

安全就業の心得をはじめ、仕事別の安全対策など を分かりやすく解説したポケット版の会員必携ハンド ブックです。

会員の皆さまお一人おひとりに、ぜひお持ちいただ きたい手帳です。

※注:10部以上からお申し込みください。

変形 B7 判(縦 | 2.5cm×横 7.6cm)/44 ページ 定価 | 65 円(税込)、送料実費



内容(抜粋)

購入ご希望の連合本部・センターは、 SC事務局用ページ「書籍の購入申込み」メニューからお申込みください。

私は日本ハムファイターズを応援しています。にわかファンではなく、小学生の頃から(後楽園時代から)大好きな球団でよく試合を観にいっていました。2021年秋に新庄氏が監督に就任した際は、会見での派手で奇抜な言動や演出などが目立ち「本当に大丈夫なのか?」と心配しましたが、就任4年目の今は優勝争いをする目が離せないチームとなっています。毎試合、何かしらのドラマがあり感動をもらい、球界全体を盛り上げてくれています。

野球に興味がない方には新庄監督がただの目立ちたがり屋だと思われている方もおられるのではないでしょうか。彼は、阪神タイガースに入団し8000円で購入したグローブを引退するまでの17年間ずっと大切に使用していたそうです。そして陰では誰よりも練習を重ね、その姿を決して周りには見せなかったそうです。このようなエピソードを聞いても、どうしてもチャラチャラとした印象に映るかもしれませんが、実際には大変な努力家であり、監督となった今は1軍2軍選手一人ひとりを見てそれぞれの心に寄り添っていることが選手たちの口から語られています。前例を気にせず熱を持った本音で皆の心を動かし、心理的安全性により個々が伸び伸びと挑戦できる環境を整えたことは素晴らしいと思います。結果だけではなく過程にも価値があり楽しむことを求め、トップの目標・目的が全員に浸透し、皆が同じ方向を向いていることが覗えます。

若手を育てながら優勝争いをするチームを作り上げた手腕の高さ、組織の改革、そして上層部の決断・・・これは野球界に限ったことではなくビジネスの世界にも共通するものであり、いま自分が置かれている立場でさえも多くの学びがあります。良き指導者との出会いも大切ですが、受け止める側の理解力も勿論必要です。新庄監督は、「人の悪口を言わないこと。いだきますやありがとうなどがちゃんと言えて、挨拶ができる選手を育てたい。技術だけが素晴らしい選手ではなく、礼儀や人間性が大事。」というような内容のことを何かのインタビューで話していました。来年は今年の悔しさを胸に、ダントツで優勝してくれることを願います!(高木)

暑くて長かった夏がようやく終わり、店頭には来年のカレンダーや手帳が並ぶ季節になりました。この時期になると毎年、売り場の賑わいとは裏腹に、「ああ、今年も日記が続かなかったな」と惨めな気持ちになります。これまで何かを長く続けた記憶がほとんどありません。音楽も、一度好きになるとその歌手の曲ばかり聴き、ファンクラブに入ってライブにも行くほど夢中になるのに、いつの間にか最新情報を追わなくなり、曲もまったく聴かなくなってしまう――そんなことを何度も繰り返してきました。子どものころを振り返っても、教材や習い事を途中でやめてしまうことが多く、親への申し訳なさや自分への劣等感ばかりが残っています。

そんな中で出会ったのが、「三日坊主でも、一度投げ出しても、また戻って再開することが"続ける"ことの第一歩である」という言葉でした。思えば、夫もどちらかといえば熱しやすく冷めやすいタイプ。でも私と違って、熱が冷めても気にせず、自然にまた始められる人です。やると決めた時には意気込んで、毎晩のように手帳に何かを書き込むのですが、しばらくすると熱は冷めやり、そうかと思えばまたふと思い立ったように再開する。「また始まった」なんて思って見ていましたが、そんな夫の手帳が何年分も並んでいるのを見ると、「続ける」って、こういうことなのかもしれないと思いました。

その話を夫にすると、「自分は戻って再開している感覚はない。やろうと思った時にやっているだけで、やっていなかった期間のことなんて考えたことがない」と言われました。その言葉を聞いて、私は「続かない自分」にこだわりすぎていたのだと気づかされました。大事なのは、"続けること"よりも"やりたいと思えること"、そしてその気持ちをちゃんと行動に移すこと。

来年も、もしかしたら日記は | 月で止まるかもしれません。でも、また書きたくなったときに再開すればいい。頭で考えるより、やってみたいと思ったときに動く――そんな気持ちで、今年もお気に入りの手帳を探してみようと思います。(倉)